

# レンタカー貸渡約款

## 第1章 拠則

(約款の適用)

第1条 当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車(以下「レンタカー」という。)を借受人(運転者を含む。以下同じ。)に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。

2.当社は、この約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特別に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が優先するものとします。

## 第2章 貸渡契約

(予約)

2.前項の特約は、レンタカーを借りるにあたって、あらかじめ車種、開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者との他の借受条件を明示して予約することができるものとします。当社は保有するレンタカーの庫内でも約定に応ずるものとします。

2.前項の特約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

3.前項により予約した借受開始時間と1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約(以下「貸渡契約」という。)の締結に着手しなかったときは、予約は取消されるものとみなします。

4.第1条の予約を取消し、又は借受条件を変更する場合には、あらかじめ当社の承諾を受けなければならぬものとします。

(貸渡契約の締結)

第3条 前項の特約は、貸し渡しできるレンタカーがない場合又は借受人が第9条各号に該当する場合を除き、借受人の申し込みにより貸渡契約を締結します。なお、当社は、貸渡契約の締結に当り、借受人に貸渡免許証以外の身分を証明する書類の提出並びに借受期間中に借受人と連絡するための携帯電話番号等の情報を求めることとし、運転免許証及び提出された書類の写しをとることがあります。

2.貸渡契約の申込は、前条第1項に定めた借受条件を明示して行なうものとします。

3.当社は、貸渡契約を締結したときは、別に定めた賃貸料金を支受けます。

(貸渡契約の成立等)

第4条 前項の特約は、当社が貸渡料金を受領し、借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合には、予約申込金は賃貸料金の一部に充当されるものとします。

2.当社は、事故、盗難その他の他当社の責によらない事由により予約された車種のレンタカーを貸し渡すことができない場合には、予約と異なる車種のレンタカー(以下「代替レンタカー」という。)を貸し渡すことができるものとします。

3.前項により貸し渡す代替レンタカーの賃貸料金が予約された車種の賃貸料金より高くなるときは、予約した車種の賃貸料金によるものとし、予約された車種の賃貸料金より低くなるときは、当社代替レンタカーの賃貸料金によるものとします。

4.借受人は、第2条による代替レンタカーの賃貸料金の申し入れを拒否し、予約を取り消すことができるものとします。

5.運転免許証、運賃、運送の料金、車両の運転免許証の申請費用、レンタカーの費用でできかねることによりする措置について当社の責任を問わないものとします。ただし、当社に設置したまたは重大な過失があつた場合には、レンタカー費用の2倍の限度として損害金を支払います。

(貸渡契約の解除)

第5条 当社は、借受人が貸渡契約に係る各号の1に該当したときは、何らの通知及び催告をすることなく貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合には、当社が前条により受取った賃貸料金を返さないものとします。ただし、特ににより賃貸料金が後払いとされているときは、または借受期間の延長等により未積算金がある場合には、借受人はこれらの方を支払うものとします。

(1)この号に該当するときは、直ちに返還を請求するものとします。

(2)前項により貸渡契約に係る各号に該当するときは、直ちに返還を請求するものとします。

(3)前項各号に該当するときなどといたとき。

2.借受人は、レンタカーが借受人に引き渡される前の駆け出しにより使用不能となった場合には、第22条第3項による処置を受けたときを除き、貸渡契約を解除することができるものとします。

(不可抗力事由による賃貸契約の中途終了)

第6条 レンタカーの貸渡期間中にあって天災その他の不可抗力の事由により、レンタカーが使用不能となった場合には、貸渡契約は終了するものとします。2.借受人は前項に該当することとなったときは、その旨を当社に連絡するものとします。

(中途解約の手数料)

第25条 借受人は、第7条第1項の中途解約をしたにもかかわらず、借受人の都合で予約を取り消した場合又は予定した借受時刻を1時間以上経過しても貸渡契約を締結しなかつた場合には、別に定めるところにより予約取扱料金を支払うものとします。なお当社が予約申込金を返却している場合には、この限りではありません。

中途解約手数料=〔貸渡契約期間に對応する賃貸料金のほか、次の中途解約手数料〕×50%

(貸渡料金の出し手し)

第26条 当社は、次回号に該当するときは、それぞれ各自にて定めとすることにより借受人から受領した貸渡料金の全部又は一部を払い戻すものとします。

(1)第5条第1項により借受人が貸渡契約を解除したときは、受領した貸渡料金の全額

(2)第6条第1項により、貸渡契約が終了したときは、受領した貸渡料金から、賃渡しから貸渡契約が終了したときまでの期間に對応する賃貸料金を差し引いた残額

(3)第7条第1項により、借受人が中途解約したときは、受領した貸渡料金から、賃渡しから中途解約により返還した期間に對応する賃貸料金を差し引いた残額

2.前項の払い戻しにあたっては、中途解約手数料、その他当社が受領すべきものがあるときは、これと相殺することができるものとします。

(8)返却

(レンタカーの確認)

第27条 借受人は、レンタカーを当社に返還するとき、通常の使用による摩耗を除き、引き渡しを受けたときに確認した状態で返還するものとします。

2.当社は、レンタカーの返還にあたって、当社の立会いのうえ、レンタカーに内に借受人または同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとします。

3.当社は、返還の際、運転免許証や運転登録証等の必要な運転免許証を有していないときは、

(3)廃棄物の処理の拒否

第9条 当社は、借受人が各号の1に該当する場合には、自身の責任による廃棄物の処理の拒否を絶することができるものとします。

2.借受人の責に帰する事由によりレンタカーの事故又は故障のため貸渡期間中にレンタカーを返還したときは、貸渡契約を解約したものです。

3.前項により廃棄物がレンタカーに返還したときは、当社は第4条により受取った賃貸料金を返却しないものとします。

(借受条件の変更)

第8条 貸渡契約の成立後、第2条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

2.当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承認しないことがあります。

(貸渡契約の締結の拒否)

第9条 当社は、借受人が各号の1に該当する場合には、自身の責任による廃棄物の処理の拒否を絶することができるものとします。

1.(1)貸渡料金の支払いで運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

(2)廃棄物の処理の拒否

第10条 借受人は、運転免許証の貸出にあつたときは、運転免許証の返却時に運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

2.借受人は、運転免許証の貸出にあつたときは、運転免許証の返却時に運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

3.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

4.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

5.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

6.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

7.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

8.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

9.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

10.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

11.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

12.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

13.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

14.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

15.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

16.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

17.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

18.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

19.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

20.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

21.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

22.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

23.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

24.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

25.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

26.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

27.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

28.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

29.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

30.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

31.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

32.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

33.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

34.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

35.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

36.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

37.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

38.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

39.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

40.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

41.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

42.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

43.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

44.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

45.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

46.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

47.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

48.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

49.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

50.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

51.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

52.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

53.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

54.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

55.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

56.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

57.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

58.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

59.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

60.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

61.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

62.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

63.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

64.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

65.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

66.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

67.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

68.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

69.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

70.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

71.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

72.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

73.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

74.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

75.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

76.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

77.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

78.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

79.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

80.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

81.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

82.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。

83.前項により運転登録証に記載の運転免許証を有しないときは、運転登録証に記載の運転免許証を有しないものとします。